

令和7年度就学援助申請書兼委任状(世帯票)

※裏面の注意事項を参考に、太枠の中を記入してください

申請日	令和 年 月 日			委任状	開始月
小 学 校				有 ・ 無	月
学年	フリガナ 児 童 生 徒 氏 名		生年月日	令和7年1月1日現在、 大牟田市以外に住所がある方がおられますか？	
			平成 年 月 日	いる	いない
			平成 年 月 日		
			平成 年 月 日		
			平成 年 月 日		

下に該当する場合は項目にチェックし、必要事項を記入してください。

☐ オンライン学習通信費(小・中学校両方ある場合は、中学校分のみ記入)
家庭にオンライン学習のできる通信環境を備え、保護者(または同一生計世帯員)がインターネット利用の料金を支払っている。

支払者氏名: 契約会社名:

世帯構成欄(上記児童生徒の保護者及び同居している人・同住所の人全員を記入してください)					
続柄	フリガナ 氏 名	生年月日	同居 別居	学校名・学年を記入	別居で別住所の場合、住所を記入
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別		
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別		
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別		
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別		
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別		
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別		
		大正・昭和・平成・令和 年 月 日	同・別		

1. 経済的に教育費の負担が困難なため、就学援助費の支給を申請します。

2. 就学援助申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、変更が生じた場合は教育委員会に速やかにお届けします。

3. 申請書記載事項の確認及び受給資格の審査のため、教育委員会が住民基本台帳及び課税台帳を閲覧することについて承諾します。

4. オンライン学習通信費の決定のため、教育委員会から契約書等の提示を求められた場合、速やかに提示します。
また、オンライン学習の実施状況に関し、教育委員会が調査することについて承諾します。

5. 記載事項に相違があった場合は、支給の停止・廃止・返金を含む教育委員会の決定・指示に従います。

6. 就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を児童生徒の在学学校長に委任します。

〒

住所 大牟田市 町 番地

連絡先 ()

保護者氏名

《学務課使用欄》		世帯人数	人

援助費目 給食費 ・ 学用品費関係 ・ 校外活動費 ・ 修学旅行費 ・ 医療費

オンライン学習通信費	
☐ 対象	開始月
☐ 兄弟対象	
☐ 保留	
☐ 対象外	月

※必ずお読みください

令和7年度就学援助の申請にあたって

就学援助とは、経済的な理由で公立小・中学校の教育費を負担することが困難な家庭の児童・生徒の保護者に対し、市が教育費の一部を援助する制度です。

下記の注意事項をよく読んで太枠内を記入し、教育委員会事務局学務課へ提出してください。
記入漏れや書類不足があった場合には、受付できない場合があります。

1. 持参するもの

- ①就学援助申請書兼委任状・・・学校ごとに1枚(同じ学校に在籍する兄弟姉妹は1枚に記入してください。)
- ②委任状兼振込依頼書・・・学校ごとに1枚(該当する学年の児童・生徒のみ記入してください。)
- ③振込先通帳の写し・・・個人振込みの場合は、通帳の1ページ目のコピーをとって、委任状兼振込依頼書の裏面に貼り付けてください。

	学年	申請書 兼委任状	委任状兼振込依頼書		振込先通帳の写し
			該当学年	必要理由	
小学校	新1年生	○	○	新入学学用品費	個人振込み希望の場合
	新2～4年生	○	—	—	
	新5年生	○	○	校外活動費	
	新6年生	○	○	修学旅行費	
中学校	新1年生	○	○	新入学学用品費 校外活動費	個人振込みのみ
	新2年生	○	○	修学旅行費	
	新3年生	○	—	—	
小・中学生のうち、最も年長の児童生徒		○	○	オンライン学習通信費	個人振込みのみ

※オンライン学習通信費は、申請書表面の項目に該当する場合に支給対象となります。

④その他の関係書類 ※該当するものがあれば提出をお願いします。

令和7年1月1日現在、大牟田市以外に住所があった方	令和7年度 所得証明書 令和7年1月1日の住所地で発行されます。令和7年6月頃より発行となります。 5月末日までに就学援助申請をされた方は、6月末日までに提出してください。 6月以降に申請をされる場合は、申請書と一緒に提出してください。
同住所であるが <u>生活の全てが別である</u> 証明書類等	【条件】2世帯住宅等で公共料金の基本料が別々になっている。 (水道・電気・ガス※いずれか1つ) 上記に該当する双方の同月(3ヶ月以内)、同住所の確認できる領収書
生活保護廃止予定の方	生活保護受給の廃止が決定または予定している方は、必ず学務課までご相談ください。 就学援助申請をされ生活保護廃止決定後、保護課より発行される「 廃止決定通知書 」を提出 ※生活保護と就学援助を重複して受給することはできません。
その他の関係書類は、小・中学校合わせて1部のみ提出してください。 原本が提出できない場合は、コピーを取って 原本とコピーの両方 を持ってきてください。	

2. 記入するときに注意すること

- ・申請書は学校ごとに必要です。
- ・「児童生徒氏名」は、学校欄に記入した学校に通学している児童生徒のみを記入し、その他の人は下欄の世帯構成欄にご記入ください。
- ・令和7年度からの学校名、学年をご記入ください。
- ・続柄は、「児童生徒」からみたものをご記入ください。
- ・児童生徒の保護者の住民票が、児童生徒と別住所にある場合も記入してください。
- ・世帯が別でも、同居もしくは、同住所に住民票がある方全員を記入してください。

※審査にあたって、令和7年6月に課税台帳の閲覧を行いますので、申告が必要な方は、令和7年5月までに必ず申告を済ませていただくようお願いします。
(未申告の場合、審査ができませんので支給開始が遅れたり、申請取消になる場合があります。)

不明な点は、下記までお問合せください。